

山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領の運用について

(一部改正 令和7年1月6日)

山形県建設工事元請下請関係適正化指導要領（以下「要領」という。）に定める元請下請関係適正化指導等の運用については、次によるものとする。

1 第6条関係

（1）第1項

下請報告書及び下請業者一覧表を省略して差し支えないと判断する基準は、次の各号のいずれかに該当するときとする。

- ① 県が発注した工事に係る予定価格が250万円未満のとき。
- ② 災害に伴う応急工事又は電気・機械設備等の故障に伴う緊急復旧工事

（2）第2項

① 施工体系図、施工体制台帳（作業員名簿を含む。）及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳等」という。）の作成に当たっては、要領で定めた様式によらず、山形県土木工事共通仕様書等で定める施工体制台帳等の様式を使用しても差し支えないものとする。

② 施工体制台帳等に添付する書類は、次に掲げるものとする。

ア) 請負契約書又は下請契約書の写し

下請契約に係る契約書の写しを添付すること。

なお、下請契約が数次にわたり重層的になっている場合であっても、1次下請以降全ての階層での下請契約書の写しを提出する必要があるので留意すること。

また、下請契約書の記載内容については、建設業法第19条第1項に規定する15項目が明記されていること。

イ) 主任技術者又は監理技術者が技術者資格を有することを証する書面の写し

・主任技術者

法律に基づく検定又は試験による国家資格取得者の場合は合格証明書若しくは免状等の写し、職業能力開発促進法に基づく技能検定取得者の場合は合格証書の写し、実務経験を有する者の場合は建設業法施行規則様式第九号（第三条関係）実務経験証明書の写しのいずれかとすること。

（例：1級土木施工管理技士の合格証書、1級建築士の免許証など）

・監理技術者（県から直接工事を請け負った元請の技術者に限る。）

監理技術者資格者証の写し及び資格者証裏面の写し

- ウ) 県から直接工事を請け負った元請の技術者の雇用関係が確認できる書類の写し
監理技術者資格者証、住民税特別徴収税額通知書、健康保険・厚生年金被保険者
標準報酬決定通知書、所属会社の雇用証明書等とすること。
- ③ 発注者が施工体制を確認するための情報通信技術とは、建設キャリアアップシステム
その他施工体制台帳等の記載事項を閲覧することができる適切なシステムとする。

(3) 第3項

施工体系図の掲示について、公共工事においては、工事現場内での掲示に加え、工事
現場の道路に面した場所など公衆の見やすい場所への掲示を行わなければならない。
なお、掲げようとする場所が近接し建設工事関係者及び公衆の双方が見える場合に限
り、掲示箇所を1箇所としても差し支えないものとする。

2 第7条関係

(1) 誓約書を徴する範囲

県から直接工事を請け負った元請について、競争入札参加資格申請時に暴力団排除
に関する誓約書を提出している場合（競争入札参加資格者名簿登載業者）は、当該工事
においては提出を不要とする。

下請については、競争入札参加資格者名簿の登載有無にかかわらず、一次下請以降
全ての下請負人から徴する。

なお、警備業者、資材業者又は運搬業者等の業務委託に係る業者は対象外とする。

(2) 下請に係る誓約書の提出

県から直接工事を請け負った元請が徴して、施工体制台帳等に添付して発注担当課
長又は発注公所長（以下「発注担当課長等」という。）に提出するものとする。

3 第8条関係

暴力団又は暴力団員等から不当な要求を受けたにもかかわらず通報及び報告を怠つ
たときは、県は当該元請若しくは下請又はその双方に対し厳正に対処するものとする。

4 第9条関係

書類の提出時期については、契約時及び工事完成時に加えて、届出事項等について
変更があった都度、遅滞なく届出なければならないこととされているので、提出漏れの
ないよう十分留意すること。なお、その際の添付書類において変更のない書類は提出不
要とする。

5 第10条及び第11条関係

(1) 入札・契約手続時の確認

- ① 発注担当課長等は、次に掲げる事項について確認するものとする。
 - ア) 第6条第1項及び第2項に定める必要な書類の提出状況
 - イ) 現場代理人及び主任技術者等と請負者との恒常的かつ継続的な雇用関係
 - ウ) 契約金額が4,500万円（建築一式工事は9,000万円）以上の場合には主任技術者又は監理技術者の現場専任制エ）下請総額が5,000万円（建築一式工事は8,000万円）以上の場合には監理技術者の適格性（監理技術者資格者証及び資格者証裏面を確認）
 - オ) 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険（以下「社会保険等」という。）の加入状況の確認（下請の建設業者に関し施工体制台帳等で確認）
- ② 入札・契約手続時の疑義等

発注担当課において建設業法に関し疑義があった場合は、建設業許可担当課に対し照会・確認等を行うとともに、請負者に状況を確認のうえ、必要に応じ指導又は助言を行う。

なお、発注担当課は、指導等を行ったにもかかわらず改善が見られない場合や反復して同様の違反を行っている場合は、当該内容について建設業許可担当課に報告すること。

(2) 工事施工現場における施工体制の把握

- ① 発注担当課長等は、必要に応じて監督職員の派遣等を行い、次の事項について点検するものとする。なお、点検方法については、実地での点検と同等以上の効果を有すると認められる場合には、新たな技術等を用いた点検方法によることができる。
 - ア) 配置技術者の資格、同一性、現場常駐性等
 - イ) 一括下請負の有無（元請負人の下請工事への実質的関与の有無）
 - ウ) 施工体制台帳、施工体系図等の提出及び現場への備付け並びに内容どおりの施工、監理技術者の配置及び現場代理人等指定通知書記載人との同一性
 - エ) 工事施工期間中の下請の追加など施工体制の変更の有無
 - オ) 社会保険等の加入状況
- ② 点検結果に対する対応

発注担当課長等は、現場における上記①に係る施工体制の点検において不適切な点があった場合には、改善の指示を行うとともに、建設業法に関し疑義がある場合には建設業許可担当課に対し相談又は報告するものとする。

建設業許可担当課は、前述の報告を受けて事実関係を把握した結果、建設業法に違反している事実があると判断した場合は、当該内容について建設企画課に報告すること。

(3) 重大な違反等に対する措置

- ① 建設業許可担当課は、その内容を精査のうえ建設企画課と調整し、建設業法違反があると判断したときは、山形県知事許可業者の場合は建設業法に基づく指導又は監

督処分、山形県知事許可業者以外の建設業者の場合は建設企画課を通じて所管行政庁へ通報するものとする。

- ② 建設企画課は、違反事実を精査のうえ、指名停止措置等を講じるものとする。
- ③ 発注担当課長等は、上記①及び②の場合は、その内容を検討し、山形県建設工事請負契約約款の規定に基づく契約の解除等の必要な措置を検討すること。

6 第13条及び第14条関係

- (1) 建設業をとりまく状況を踏まえ、下請代金の支払いについては、特に県から直接工事を請け負った元請の指導責任を十分に認識させ、下請の保護及び指導を行わせること。
なお、下請代金の支払状況、下請工事の施工管理の状況については、必要に応じて、建設企画課、総合支庁許可担当課、発注担当課（公所）の監督職員等により実態調査を行い、不適切な場合は必要な指導等を行うものとする。
- (2) 工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象とは、以下のとおりとする。
 - ①元請から下請へ通知を行う場合
 - ・地盤の沈下、地下埋設物による土壤の汚染その他の地中の状態に起因する事象
 - ・騒音、振動その他の周辺の環境に配慮が必要な事象
 - ②下請から元請へ通知を行う場合
次に掲げる事象であって天災その他不可抗力により生じるものとする。
 - ・主要な資機材の供給の不足若しくは遅延又は資機材の価格の高騰
 - ・特定の建設工事の種類における労務の供給の不足又は価格の高騰

7 第15条の2関係

(1) 社会保険等未加入建設業者

社会保険等未加入建設業者とは、社会保険等に未加入の建設業者のうち社会保険等の届出の義務が無い者以外の者をいう。

(2) 社会保険等未加入建設業者への指導等

施工体制台帳等により社会保険等の未加入が確認された場合には、県から直接工事を請け負った元請に対し、申出書の提出及び当該未加入建設業者に対する加入指導の依頼を行う。

(3) 申出書の確認

当該未加入建設業者から提出された申出書に、加入期日の記載がある場合には、当該申出の結果を県から直接工事を請け負った元請とともに把握するものとする。

また、社会保険等に加入できない理由の申出がある場合で、その理由がやむを得な

い場合は、その後の社会保険等の加入指導を県から直接工事を請け負った元請等に求めないことができる。

適用

この運用は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

この運用は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

この運用の一部改正は、平成 30 年 7 月 1 日から施行し、施行後に入札公告、指名通知又は随意契約のための見積提出依頼をした契約から適用する。

この運用の一部改正は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

この運用の一部改正は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

この運用の一部改正は、令和 7 年 1 月 6 日から施行する。ただし、建設業法施行令（昭和 31 年 8 月政令第 273 号）の一部を改正する政令に伴う監理技術者の配置が必要となる下請代金額及び主任技術者又は監理技術者の専任が必要な請負代金額の改正については、令和 7 年 2 月 1 日から適用する。